

課題説明シート

タイトル	「岡崎市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画」の改定	
課題を抱える事業等の概要	<p>低額所得者、高齢者、子育て世帯、障がい者、外国人等は、民間賃貸住宅市場において家賃滞納や事故及び騒音等に対する不安から入居が困難となる場合があります。また、属性によって求められる住宅の規模や構造等も異なり、必要とする賃貸住宅への円滑な入居が難しい現状があります。このように住宅の確保に特に配慮を要する方を住宅確保要配慮者といいますが、住宅確保要配慮者については、今後も増加が見込まれるなど、安心して暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が重要な政策課題となっています。一方、住宅ストックの状況については、空き家等が多く存在し、引き続き増加が見込まれていることから、こうした空き家等の有効活用が課題となっております。このため、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図る必要があります。このような背景のなか、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が平成29年に改正されました。</p> <p>本市においても、これらと同様の課題を抱えていることから、住宅確保要配慮者が必要とする住宅を確保し、安心して住み続けられる仕組みを構築し、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅による住宅セーフティネットを推進するため、令和元年に「岡崎市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画（以下、促進計画）」という。」を策定しました。</p> <p>来年度、促進計画の期間満了を迎えることから、これまでの取組みを振り返り、住宅確保要配慮者に対する対策を総合的、有効的かつ計画的に実施する計画に改定する必要があります。</p>	
課題の概要	<p>岡崎市の住宅確保要配慮者は増加傾向にあり、今後も変わらず増加していくものと予想されます。住宅確保要配慮者へ大家等が安心して賃貸住宅を貸すことができ、また住宅確保要配慮者も安心した生活を送ることができるよう、住宅セーフティネットに関係する団体と市で構成する岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会を設立し、住宅セーフティネット制度を推進してまいりました。</p> <p>しかしながら、住宅確保要配慮者の増加等に伴い、相談対応の件数は年々増加傾向にあることなどから、さらなる対応が求められています。</p> <p>そのため、これまでの取組みによる成果・課題及び現在の賃貸住宅の実態を分析し、住宅セーフティネット制度をより一層推進する必要があると考えています。</p>	
課題解決の手段・道筋	「岡崎市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画」を令和5年度末までに改定する予定です。	
課題解決にあたっての留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年に公開された「住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムの利用手引き及び技術解説」を踏まえて策定します。 ・計画期間は、令和6年度から令和10年度までとする予定です。 	
担当部署	都市基盤部住宅計画課居住支援係 Tel：0564-23-6880	
参考情報 (関連HPや計画等)	名称	URL
	住宅セーフティネット制度について(国土交通省)	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html
	岡崎市住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画(岡崎市)	https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1568/1646/p022778.html